

●香川県告示第386号

平成26年香川県告示第40号（特定調達契約に係る平成26年度の物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正し、平成26年11月7日から施行する。

平成26年11月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者</u></p> <p>(2) 略</p> <p>ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者</p> <p>イ～オ 略</p> <p><u>カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者</u></p> <p><u>キ アからカまでのいずれかに該当すると認められた後3年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者</u></p> <p>2～5 略</p> <p>6 資格の有効期間</p> <p><u>(1) 平成26年12月31日までの期間において競争入札に参加する者に係る参加資格</u> <u>資格を認定した日から平成26年12月31日まで</u></p> <p><u>(2) 平成27年1月1日から同年3月31日までの期間において競争入札に参加する者に係る参加資格</u></p>	<p>1 競争入札に参加することができない者</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者は、その事実に該当すると認められた後3年間競争入札に参加することができないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。</p> <p>ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者</p> <p>イ～オ 略</p> <p>カ アからオまでのいずれかに該当すると認められた後3年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者</p> <p>2～5 略</p> <p>6 資格の有効期間</p> <p><u>競争入札の参加資格の有効期間は、資格を認定した日から平成26年12月31日までとする。</u></p>

- | | |
|---|---------------|
| <p><u>ア</u> 平成27年1月1日前に資格を認定した場合
平成27年1月1日から平成29年12月31日まで</p> <p><u>イ</u> 平成27年1月1日以後に資格を認定した場合
資格を認定した日から平成29年12月31日まで</p> <p>7～10 略</p> | <p>7～10 略</p> |
|---|---------------|